

(表2) 補助金の交付状況

(単位：千円)

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
16 介護支援専門員養成事業(実務研修受講試験)	介護支援専門員実務研修受講試験補助金交付要綱	介護保険法に基づく指定試験実施機関として団体が行う介護支援専門員実務研修受講試験に要する経費 (補助率：10/10)	40,644	27,373	3,274
17 介護老人保健施設整備資金利子補給事業	介護老人保健施設整備資金利子補給事業補助金交付要綱	独立行政法人福祉医療機構から介護老人保健施設の整備資金を借り入れた医療法人等に対しして団体が行う利子補給事業に要する経費 (補助率：10/10)	358,502	333,173	296,305
18 現任介護職員資格取得支援事業	現任介護職員資格取得支援事業補助金交付要綱	現任介護職員が介護福祉士国家資格取得のために要する経費を団体が当該職員を雇用する事業者に対して助成する事業に要する経費 (補助率：10/10)	17,508	21,328	17,838
19 東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業	介護職員宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱	介護職員の働きやすさや災害時の運営体制強化に取り組み介護事業者に対しして団体が助成する介護職員宿舎借り上げに要する経費 (補助率：10/10)	292,610	548,562	780,980
20 次世代介護機器の活用支援事業(普及啓発)	次世代介護機器の活用支援事業補助金交付要綱	介護従事者の負担軽減、介護の質の向上及び高齢者の自立支援を図り、介護職員の定着支援及び高齢者のため団体が行う普及啓発事業の実施に要する経費 (補助率：10/10)	43,709	34,838	

(表2) 補助金の交付状況

(単位：千円)

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
21 介護現場改革促進事業	介護現場改革促進事業補助金交付要綱	介護サービスを効率的かつ継続的に提供するため、人材育成等、生産性向上に取り組み事業所を支援するために団体が行う事業の実施に要する経費 (補助率：10/10)			105,430
22 障害福祉サービス等職員宿舎借り上げ支援事業	障害福祉サービス等職員宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱	職員の働きやすい職場環境の実現と災害時の運営体制強化に取り組み障害福祉サービス等を提供する事業者に対し、団体が補助する職員が宿舎借り上げに要する経費 (補助率：10/10)	43,552	64,829	90,029
23 現任障害福祉サービス等職員資格取得支援事業	現任障害福祉サービス等職員資格取得支援事業補助金交付要綱	障害福祉サービス等事業者で働く現任職員が社会福祉士国家資格取得のために要する経費を団体が事業者に対して助成する事業に要する経費 (補助率：10/10)	14,611	16,320	16,066
24 北 労働者福祉対策事業補助金	公益財団法人東京都福祉保健財団城北労働者福祉対策事業補助金交付要綱	山谷地区に居住する日雇労働者に向けて団体が行う職業紹介等就労支援事業に要する経費 (補助率：10/10)	59,124 (注)	58,138 (注)	52,313

(注) 旧城北に交付されていた。

(表2) 補助金の交付状況

(単位：千円)

補助金名	拠拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
カービエス 付き高齢 者向け住 宅登録等 事業	カービエス付き 高齢者向け住 宅登録等事業 費補助金交付 要綱	高齢者の居住の安定 確保に関する法律に 規定する指定登録機 関として団体が実施 するカービエス付き高 齢者向け住宅の登録 及び登録簿の閲覧に 関する事務に要する 経費 (補助率：10/10)	24,290	27,494	30,673
合計			3,663,666	3,897,177	4,179,626

(表3) 貸付金残高

(単位：千円)

貸付金名	令和元 年度末 残高	令和2年度		令和3年度	
		借入額	償還額	借入額	償還額
社会福祉事業振興資金貸 付金	31,020	-	17,760	13,260	-
合計	31,020	-	17,760	13,260	-

(表4) 主な委託事業

(単位：千円)

事業名	委託料		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1 民間社会福祉施設カービエス推進費補助事務	65,392	63,210	64,879
2 福祉保健局職員研修等事業	40,528	41,263	45,165
3 指定医療機関等の審査人事務委託	16,155	13,830	18,669
4 社会福祉事業従事者研修の委託	15,629	14,353	14,279
5 働きやすい福祉・介護の職場官情報公表事業	33,977	52,248	46,916
6 心身障害者共済共済制度事務等	17,892	18,160	18,677
7 障害者支援施設等の使用料徴収事務委託事業	16,974	14,581	14,711
8 障害者虐待防止対策支援事業	34,252	26,553	37,970
9 自立相談支援機関窓口の体制強化支援事業		10,001	10,709
10 認知症保育所等研修事業	22,906	21,292	23,224
11 子育て支援員研修	88,362	84,310	86,585

(表4) 主な委託事業

(単位：千円)

事業名	委託料		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
12 介護支援専門員名簿管理事業	17,072	16,550	48,705
13 高齢者権利擁護推進事業	46,348	46,664	55,080
14 介護保険事業者指定申請受付等業務委託	101,848	110,052	107,649
15 東京都介護職員キャリアパス導入促進事業	72,671	68,233	10,382
16 介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業	124,733	96,402	132,248
17 自立支援 介護施設に向けた地域ケア会議の場の構築等研修	11,566	13,887	13,015
18 外国人介護従事者受入れ環境整備事業	14,238	15,200	13,250
19 介護サービス情報の公表事業	67,173	66,915	62,106
20 保健医療情報センターの運営	128,146	139,509	149,792
21 看護師等教員養成研修事業	30,734	30,335	27,969
22 健康づくり事業推進指導者育成事業	11,835	12,896	10,801
23 プレレギヤー疾患研修事業委託	18,333	10,558	12,863
24 介護現場改革促進等事業			28,440
25 病院経営本部職員研修事業	19,509	14,397	19,732
合計	1,016,284	1,001,409	1,073,827

(表5) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位：百万円、%)

科目	令和元年度 (注2)		令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
合計	2,898	100	4,879	100	5,566	100
都からの収益	2,627	90.7	4,696	96.2	5,331	95.8
受取補助金	1,556	53.7	3,522	72.2	4,140	74.4
管理運営受託収益等	1,070	36.9	1,173	24.1	1,191	21.4
他の収益	270	9.3	182	3.8	235	4.2
公益目的事業会計	2,234	77.1	4,509	92.4	5,142	92.4
都からの収益	1,998	68.9	4,332	88.8	4,914	88.3
受取補助金	1,105	38.1	3,326	68.2	3,908	70.2
管理運営受託収益等	892	30.8	1,006	20.6	1,006	18.1
他の収益	235	8.1	176	3.6	228	4.1
収益事業等会計	177	6.1	191	3.9	210	3.8
都からの収益	177	6.1	190	3.9	209	3.8
受取補助金	-	0	22	0.5	23	0.4
管理運営受託収益等	177	6.1	167	3.4	185	3.3
他の収益	-	0	0	0.0	1	0.0
法人会計	486	16.8	178	3.7	213	3.8
都からの収益	451	15.6	173	3.5	208	3.7
受取補助金	451	15.6	173	3.5	208	3.7
他の収益	35	1.2	5	0.1	5	0.1

(注1) 公益財団法人東京都福祉保健財団の会計は、公益事業に係る収支を公益目的事業会計、行政機関職員研修事業等に係る収支を収益事業等会計、管理部門に係る収支を法人会計に区分している。

(注2) 団体の事務費と団体が交付する助成金から成る補助金、又は、団体が交付する助成金のみから成る補助金について、助成金は正味財産の増減に影響がないとして正味財産増減計算書に計上せず、事務費のみを正味財産増減計算書に計上し、財務諸表に對する注記で全ての補助金額全額を記載している。

(表5の2) 経常収益に占める都からの収益の推移 (旧城北)

(単位：百万円、%)

科目	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
合計	356	100	351	100
都からの収益	348	97.9	344	97.9
受取補助金	348	97.7	344	97.8
管理運営受託収益等	0	0.2	0	0.2
他の収益	7	2.1	7	2.1
公益目的事業会計	312	87.7	307	87.5
都からの収益	308	86.4	303	86.3
受取補助金	307	86.3	303	86.2
管理運営受託収益等	0	0.2	0	0.2
他の収益	4	1.2	3	1.1
法人会計	44	12.3	44	12.5
都からの収益	40	11.5	40	11.6
受取補助金	40	11.5	40	11.6
他の収益	3	0.9	3	1.0

(注) 旧城北の会計は、公益事業に係る収支を公益目的事業会計、管理部門に係る収支を法人会計に区分している。

第3 監査の結果

1 運営に関する事項

本監査では、団体の補助対象事業について、主に、補助等に係る事業がその目的に沿って適切に行われているかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

(1) 事業実績

団体の運営は、公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計の3会計をもって処理されており、令和3年度における収入額は5億6,681万5千円であり、そのうち都からの収入の割合は95.8%となっている。

公益目的事業会計では、①福祉保健医療サービスを支える人材の育成及び専門知識・技術の普及に関する事業、②都民への福祉保健医療サービスに係る総合的な情報提供等に関する事業、③福祉保健医療サービスを提供する事業者への支援に関する事業、④福祉保健医療制度の適正な運営の支援に関する事業、⑤山谷地域に居住する日雇労働者の職業の安定及び福祉の増進に

関する事業を行っている。

福祉保健医療サービスを支える人材の育成及び専門知識・技術の普及に関する事業では、都民に充実した福祉保健サービスが提供されるよう、介護支援専門員をはじめとした介護人材の育成に関する研修・支援事業などを行っている。

都民への福祉保健医療サービスに係る総合的な情報提供等に関する事業では、都民が適切な福祉保健医療サービスを主体的に選択し利用できるよう、総合的な情報提供や相談援助などを行っている。

福祉保健医療サービスを提供する事業者への支援に関する事業では、福祉保健医療サービスが安定的に提供されるよう、介護職員や障害福祉サービス等職員の宿舍借り上げ支援に関する事業などを行っている。

福祉保健医療制度の適正な運営の支援に関する事業では、福祉保健医療制度が利用者本位で運用されるよう、福祉サービス第三者評価事業などを行っている。

山谷地域に居住する日雇労働者の職業の安定及び福祉の増進に関する事業では、山谷地域に居住する日雇労働者の自立・生活安定に向け、職業紹介等就労支援事業、生活総合相談等福祉支援事業などを行っている。

収益事業等会計では、福祉保健局職員研修事業などの行政職員等研修事業、サービス推進費補助事務などの行政機関支援事業を行っている。これらの事業に加え、新型コロナウイルス感染症関連事業として、子育て家庭に対するサービスの利用や育児用品等の購入に係る支援事業も行っている。

法人会計では、団体の運営管理を行っている。

第4 運営状況の概要

1 運営状況

(1) 事業実績

ア 補助対象事業

事業名	実績		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1 東京都福祉保健財団に対する補助（一般運営費） 職員費 事務費等	261,252千円 423,717千円	251,877千円 518,094千円	328,676千円 598,233千円
2 福祉情報提供事業 福祉用具サービス業務従事者講習会 福祉用具専門相談員対象講習会 区市町村等への技術支援	12回 3回 1回	10回 3回 3回	9回 3回 3回

事業名	実績		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
3 福祉情報総合ネットワーク事業 事業所情報保有量 トップヘルシーケアサービス数	36,935件 550,188件	37,738件 452,184件	38,664件 589,921件
4 独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助事業 対象件数 利子補給金額	1,163件 821,452千円	1,161件 764,950千円	1,173件 721,828千円
5 健康プログラムの活用事業 個人利用者数 団体利用回数（運動施設） 団体利用回数（研修室）	12,589人 81回 950回	7,257人 47回 316回	7,962人 46回 210回
6 子供お預け東京・応援事業 助成件数 助成金額	29件 67,175千円	42件 115,185千円	26件 47,091千円
7 城北労働・福祉センター運営費補助 生活総合相談 応急援護相談 健康相談室利用件数 地域保健事業 巡回健康相談者数等 地域環境の改善 地域づくりネットワーク 地域クリニックネットワーク作戦	1,542件 891件 1,896件 3,338人	1,757件 1,459件 1,475件 2,828人	1,574件 902件 1,192件 2,597人
8 福祉サービス第三者評価システム事業 受審件数 認証・公表委員会 評価者養成講習資格審査会 評価・研究委員会 評価手法ワークショップ 分野別ワークショップ 評価者養成講習 評価者フォローアップ研修 共通コース 専門コース	3,572件 4回 1回 2回 2回 4回 107人 1,336人 538人	3,608件 3回 1回 3回 4回 6回 128人 1,355人 226人	3,694件 5回 1回 3回 3回 3回 126人 1,359人 357人
9 地域福祉振興事業 助成件数 助成金額	49件 170,720千円	46件 161,986千円	46件 161,157千円
10 生活サポート特別貸付プログラムオペー事業 相談者数 償還対象件数 償還残金	78人 258件 39,220千円	90人 228件 33,450千円	26人 195件 29,284千円
11 どうきょうユニバーサルデザインナビ 掲載施設数 トップヘルシーケアサービス数	1,588件 44,492件	1,694件 50,543件	1,788件 63,834件

事業名	実績		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
12 介護支援専門員養成事業 (実務研修：介護支援専門員実務研修受講資格者を対象とする研修) 修了者	146人	276人	1,463人
13 介護支援専門員養成事業 (更新研修：介護支援専門員を交付された者のうち更新を申請する者を対象とする研修) 修了者	1,387人	316人	435人
14 介護支援専門員養成事業 (再研修：介護支援専門員として実務に勤めている者や実務から離れている者を対象とする研修) 修了者	426人	316人	269人
15 介護支援専門員現任研修事業 (専門1：現在の介護支援専門員のうち一定の実務経験を有する研修) 修了者	1,115人	255人	314人
16 介護支援専門員養成事業 (実務研修受講試験：介護支援専門員実務研修受講希望者に対して事前に必要な専門知識を有していることを確認するための試験) 受験者数 合格者数	2,132人 575人	3,527人 815人	4,166人 1,153人
17 介護老人保健施設建設資金利子補給事業 対象件数 利子補給額	123件 358,502千円	121件 333,173千円	115件 296,305千円
18 現任介護職員資格取得支援事業 対象者数 交付額	775人 13,825千円	842人 17,404千円	811人 15,012千円
19 東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業 借り上げ戸数	541戸	1,146戸	1,388戸
20 次世代介護機器導入前セミナー (普及啓発事業) 次世代介護機器導入セミナー (参加者数) 公開見学会 (参加者数) 次世代介護機器体験展示コーナー 常設展示 (来場者数) 出張展示 (実施回数)	5回 (56人) 80人 760人 2回	5回 (25人) 80人 102人 0回	

事業名	実績		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
21 介護現場改善促進等事業 生産性向上セミナー (動画配信) 視聴回数 機器導入前セミナー受講事業所数 次世代介護機器 デジタル機器 人材育成セミナー 公開見学会 個別相談 次世代介護機器体験展示コーナー 常設展示 (来場者数) 出張展示 (オンライン型展示会)			6,107回 28事業所 48事業所 1,246回 61事業所 19事業所 199人 2回
22 障害福祉サービス等職員宿舎借り上げ支援事業 借り上げ戸数	75戸	106戸	157戸
23 現任障害福祉サービス等職員資格取得支援事業 対象者数 交付額	143人 3,239千円	178人 4,408千円	175人 4,636千円
24 城北労働・福祉センター就労対策事業補助金 職業紹介事業 民間求人紹介 公共事業求人紹介 高齢者特別就労求人紹介 (合計) 常用就労等希望者に対する支援 常用就労相談 技能講習事業 修了科目数 修了者数	1,765人 861人 8,000人 10,626人 101件 10科目 16人	1,649人 792人 4,808人 7,249人 108件 6科目 13人	1,776人 869人 7,040人 9,685人 80件 14科目 22人
25 サービス付き高齢者向け住宅登録等事業 登録件数 登録戸数 都民対応 来所 電話等	18件 874戸 3件 32件	19件 1,016戸 1件 56件	14件 934戸 2件 48件

イ 都の貸付金による事業

事業名	実績		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1 社会福祉事業振興資金貸付事業 社会福祉法人から団体への償還	23件 28,150千円	12件 15,370千円	4件 5,140千円

ウ 都の出生ん金による事業

事業名	実績		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1 子供が輝く東京・応援事業 助成件数	29件 67,175千円	42件 115,185千円	26件 47,091千円
2 東京都出産応援事業 対象人数			92,754人

社会福祉法人等10団体

第1 監査の目的

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項に基づき、都が補助金等を交付している団体について、対象事業が補助等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実施監査期間	監査の範囲
区分 団体	令和2年度で東京都保育サービス推進事業補助金を交付した629団体と保育施設1,246施設のうち、社会福祉法人こばと会など10団体18施設(詳細は表1及び表2のとおり)	令和4年9月7日から同月27日まで(詳細は表1のとおり)	令和2年度及び令和3年度の東京都保育サービス推進事業補助金
局	福祉保健局	令和4年9月16日	

(表1) 監査対象団体及び団体別監査期間

実施監査日	団体名
9月7日	社会福祉法人新町保育会
8日	社会福祉法人柴峰会
9日	社会福祉法人町田南保育園
12日	社会福祉法人こばと会
13日	社会福祉法人やすらぎ会
14日	社会福祉法人六磨園
15日	社会福祉法人わらしこの会
15日	社会福祉法人妙集会
27日	ベリカント保育園(個人立)

(表2) 監査対象施設及び監査対象補助金交付額

(単位：千円)

団体名	監査対象施設の名称	令和2年度	令和3年度
		交付金額	交付金額(注)
社会福祉法人こばと会	あおぞらばれつと保育園	3,546	5,190
	あおぞら保育園	17,409	16,054
社会福祉法人紫峰会	すずらん保育園	2,937	2,736
社会福祉法人新町保育園	新町東保育園	10,769	11,850
	しんまち保育園	4,379	3,646
社会福祉法人清心福祉会	わらべうつき台保育園	5,789	4,848
	わらべ里山保育園	9,357	8,875
社会福祉法人清心福祉会	わらべ東久留米保育園	11,051	11,546
	わらべ日野市役所東保育園	6,257	7,638
社会福祉法人町田南保育園	わらべふじ森保育園	5,986	5,989
	わらべみどり保育園	18,728	15,026
社会福祉法人妙泉会	町田南保育園	4,493	5,286
	貫井あおいそら保育園	2,544	3,113
社会福祉法人やすらぎ会	貫井保育園	8,352	6,733
	桜台保育園	4,754	5,702
社会福祉法人六隣園	早月保育園	11,058	11,940
社会福祉法人わらしこの会	わらしこ保育園	9,254	9,353
ベ儿カント保育園(個人立)	ベ儿カント保育園	7,022	7,087
合計		143,665	142,612

(注) 令和3年度交付金額は、交付額確定前の補助金額である。

2 監査対象団体及び監査対象施設の概要
 社会福祉法人こばと会など10団体は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める保育所を都内に設置する団体及び個人である。監査対象施設の概要は、表3のとおりである。

(表3) 監査対象施設の概要(令和4年3月31日現在)

(単位：人)

団体名	施設の名称	所在地	施設の規模(注)	
			定員	現員
社会福祉法人こばと会	あおぞらばれつと保育園	多摩市落合	105	91
	あおぞら保育園	多摩市落合	120	127
社会福祉法人紫峰会	すずらん保育園	町田市木曽東	30	26
	新町東保育園	青梅市新町	170	163
社会福祉法人新町保育園	しんまち保育園	国分寺市新町	98	95
	わらべうつき台保育園	八王子市久保山町	128	117
社会福祉法人清心福祉会	わらべ里山保育園	八王子市堀之内	102	118
	わらべ東久留米保育園	東久留米市幸町	158	169
社会福祉法人町田南保育園	わらべ日野市役所東保育園	日野市神明	152	148
	わらべふじ森保育園	八王子市台町	100	107
社会福祉法人妙泉会	わらべみどり保育園	墨田区緑	98	95
	町田南保育園	町田市金森東	110	109
社会福祉法人やすらぎ会	貫井あおいそら保育園	小金井市貫井南町	50	41
	貫井保育園	小金井市貫井南町	150	132
社会福祉法人六隣園	桜台保育園	町田市小山田桜台	88	90
	早月保育園	調布市小島町	130	134
社会福祉法人わらしこの会	わらしこ保育園	府中市岩松町	100	100
ベ儿カント保育園(個人立)	ベ儿カント保育園	江戸川区東小岩	119	74

(注) 現員が定員を超過している施設があるが、これは主に、厚生省通知「保育所への入所の円滑化について」(平成10年2月13日付児発第73号)などに基づき、待機児童解消を目的として児童福祉施設最低基準の範囲内で定員を超過して受け入れられていることによる。

3 東京都保育サービス推進事業補助金の概要
 都は、東京都保育サービス推進事業補助金交付要綱(令和4年3月17日最終改正)に基づき、地域の実情に応じた保育所の取組を推進するため、費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、保育サービスの質の向上を図ることを目的として、対象の保育施設を設置する社会福祉法人等に対し補助金を交付している。
 交付の対象となる経費は施設の運営費であり、交付額は表4から表6までにより算定した額の合計(1,000円未満の端数切捨て)による。

(表4) 特別保育事業等推進加算

(単位:円)

加算項目	対象保育所	単価	算定方法
専従児保育対策実施かつ産休明け保育	専従児保育対策及び産休明け保育を実施する保育所	13,930	単価×月初の専従児在籍数の12か月合計
産休明け保育実施	専従児保育対策を実施し産休明け保育を実施しない保育所	7,150	単価×月初の専従児在籍数の12か月合計
専従児保育対策実施かつ産休明け保育未実施	専従児の1時間以上の延長保育を実施する保育所	17,200	単価×各月の平均対象児童数の12か月合計
延長保育事業	2時間・3時間延長保育所	10,610	単価×各月の平均対象児童数の12か月合計
	4時間以上延長保育所	11,060	単価×各月の平均対象児童数の12か月合計
病児・病後児保育事業	病児・病後児保育を実施する保育所(体調不良児対応型を除く。)	6,800	単価×延べ利用児童数
休日保育	休日保育を実施する保育所	4,160	単価×延べ利用児童数
一時預かり事業・定期利用保育事業(4時間未満)	一時預かりを実施する保育所及び定期利用保育を実施する保育所	1,460	単価×延べ利用児童数
一時預かり事業・定期利用保育事業(4時間以上)	一時預かりを実施する保育所	2,920	単価×延べ利用児童数
障害児保育(特別対象)	障害児保育を実施する保育所(特別児童扶養手当支給対象児を受け入れた場合)	45,000	単価×月初の対象児童数の12か月合計
	障害児保育を実施する保育所(特別対象以外の知的障害児を受け入れた場合)	38,000	単価×月初の対象児童数の12か月合計
障害児保育(その他)	知的	31,000	単価×月初の対象児童数の12か月合計
	身体	31,000	単価×月初の対象児童数の12か月合計
分園設置	分園を設置している保育所	4,520	単価×月初の分園在籍児童数の12か月合計
アレルギーマシ対応	アレルギーマシ対応として、医師の指示書に基づき、除去食・代替食を提供する保育所	22,000	単価×月初の対象児童数の12か月合計
夜間保育	夜間保育を実施する保育所	4,070	単価×月初の在籍児童数の12か月合計
専従児保育(市部・小規模)	市部において専従児保育を実施する定員60人以下の保育所	4,770	単価×月初の専従児在籍数の12か月合計
専従児保育(町村部)	町村部において専従児保育を実施する保育所	10,170	単価×月初の専従児在籍数の12か月合計
延長保育事業(町村部)	町村部において延長保育事業を実施する保育所	10,170	単価×各月の平均対象児童数の12か月合計
育児困難家庭への支援	育児困難家庭の児童を受け入れ、関係機関と連携して家庭を支援する保育所	30,000	単価×月初の対象児童数の12か月合計
外国人児童受入れ	両親、父又は母が外国人である児童を受け入れ、言語・習慣・食事等に特別な対応を行う保育所	9,000	単価×月初の対象児童数の12か月合計
年末年始保育	12/29～1/3のうち2日以上開所する保育所	9,800	単価×延べ利用児童数

(表5) 保育所地域子育て支援推進加算(ポイント制)

加算項目	対象事業	実施回数等の基準	ポイント(注)	
小中高生の育児体験受入れ	小中高生の職場体験、育児体験等を受け入れる。	年10日以上	12	
保育所体験	地域の子育て家庭に対して、在園児とともに保育所の生活を体験する取組を提供する。	年5回又は延べ10人以上 年10回又は延べ20人以上	6 12	
出産を迎える親の体験学習	出産前後の親の体験学習を行う。	年3回又は延べ6人以上 年6回又は延べ12人以上	6 12	
保育拠点活動支援	基本分	保育士・看護師・栄養士等の実習生や他法人の実習生を職場に受け入れ、指導・育成し、学校等に報告を行う。	年6人以上	16
		基本分の研修・実習に加え、保育所体験、出産を迎える親の体験学習、一時預かり事業又は定期利用保育事業に係る研修・実習を実施する。	基本分年3人以上	1
加算分	基本分	基本分の研修・実習に加え、病児・病後児保育に係る研修・実習を実施する。	基本分年6人以上	2
		基本分の研修・実習に加え、病児・病後児保育に係る研修・実習を実施する。	基本分年6人以上	1
			2	

(注) 1 ポイント当たりの単価5万円を乗じて加算額を算定する。

(表6) 第三者評価受審費

(単位:円)

加算項目	算定基準	加算額	上限額(注)
第三者評価受審費	補助対象期間において福祉サービス第三者評価の受審及び公表を行い、公定価格の第三者評価受審加算を受けている場合	施設が評価機関に支払った額から15万円を差し引いた額	450,000
	補助対象期間において福祉サービス第三者評価の受審及び公表を行い、公定価格の第三者評価受審加算を受けていない場合	施設が評価機関に支払った額	600,000

(注) 加算額と上限額とを比較して少ない方を算定額とする。

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

本監査では、東京都保育サービスマシナリー推進事業補助金に関し、表2の監査対象施設の補助対象事業が財政援助の目的に沿って適切かつ効果的に行われているか、補助金等の算定は適正に行われているか、局の事務が適切に執行されているか、などの着眼点から、証ひょう等を抽出により検証した。その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

2 指摘事項

(1) 局及び団体

ア 補助金を返還すべきもの

局は、社会福祉法人等(以下「法人等」という。)に対して、東京都保育サービスマシナリー推進事業補助金を交付している。

補助金の交付状況について見たところ、次のとおり、8つの法人等が運営する12施設で不適正な事例が認められた。

法人等は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。
局は、法人等に対し補助金の返還を求められた。

- (社会福祉法人こぼと会)
- (社会福祉法人紫峰会)
- (社会福祉法人清心福祉会)
- (社会福祉法人砂泉会)
- (社会福祉法人やすらぎ会)
- (社会福祉法人六路園)
- (社会福祉法人わらしこの会)
- (ベルカント保育園)
- (福祉保健局)

(ア) 社会福祉法人こぼと会が設置するあおぞら保育園で、表7のとおり、特別保育事業等推進加算のうち延長保育事業(卒児の延長保育)に対する加算において対象者の人数算定を誤ったことなどにより、実績額に誤りが認められた。
このため、表8のとおり、令和2年度分で103万円が過大に交付されている。

(表7) 実績額の正誤表の内訳 (あおぞら保育園)

項目	実績金額	正誤金額		
		誤	正	
特別保育事業等推進加算	16,609,410	16,379,010	15,579,010	
延長保育事業(卒児の延長保育)	9人	154,800	7人	120,400
障害児対象事業(特定対象)	24人	1,080,000	12人	540,000
障害児対象事業(その他・知的)	36人	1,368,000	24人	912,000
保育所地域子育て支援推進加算	b	800,000	0	800,000
第三者評価受審費	c	0	0	0
実績額【算定額】	A = a + b + c	17,409,410	16,379,010	

(表8) 令和2年度分過大交付額の算定 (あおぞら保育園)

項目	誤	正	過大交付額
実績額【算定額】	A	16,379,010	
補助金交付決定通知額【新補助金交付決定済額】	B	19,904,000	
補助金交付決定額【新補助金所要額】		17,409,000	1,030,000
【A、Bいずれか低い額】(注)		16,379,000	

(注) 1,000円未満の端数切捨て(以下、同じ。)

(イ) 社会福祉法人紫峰会が設置するすずらん保育園で、表9のとおり、特別保育事業等推進加算のうち外国人児童受入れにおいて、対象児童ごとに言語等の配慮を行っていることがわかる書類がなく補助要件を満たさないことなどにより、実績額に誤りが認められた。
このため、表10のとおり、令和2年度分で59万4,000円が過大に交付されている。

(表9) 実績額の正誤表の内訳 (すずらん保育園)

項目	実績金額	正誤金額		
		誤	正	
特別保育事業等推進加算	a	2,937,000	2,343,000	
外国人児童受入れ	87人	783,000	21人	189,000
保育所地域子育て支援推進加算	b	0	0	
第三者評価受審費	c	0	0	
実績額【算定額】	A = a + b + c	2,937,000	2,343,000	

(表10) 令和2年度分過大交付額の算定 (すずらん保育園)

項目	誤	正	過大交付額
実績額【算定額】	A	2,937,000	2,343,000
補助金交付決定通知額【新補助金交付決定済額】	B	2,937,000	
補助金交付決定額【新補助金所要額】		2,937,000	594,000
【A、Bいずれか低い額】		2,937,000	

(ウ) 社会福祉法人清心福祉会が設置するしんまち保育園、わらべうつき台保育園、わらべ東久留米保育園、わらべ日野市役所東保育園及びわらべみどり保育園で、表11、表13、表15、表17及び表19のとおり、特別保育事業等推進加算のうち知的障害児の保育事業において対象外の児童を加算対象としていたことや、保育所地域子育て支援推進加算において実績を示す資

料がなく補助要件を満たさないことなどにより、実績額に限りが認められた。
 このため、表12、表14、表16、表18及び表20のとおり、令和2年度分につき、しんまち保育園で9万円、わらべうつき台保育園で115万8,000円、わらべ東久留米保育園で11万4,000円、わらべ日野市役所東保育園で7万6,000円、わらべみどり保育園で591万3,000円が過大に交付されている。

(表11) 実績額の正誤表の内訳(しんまち保育園)

項目	実績金額	正	
		実績	金額
特別保育事業等推進加算	4,379,760	28人	4,289,760
育児困難家庭への支援	930,000	0	840,000
保育所地域子育て支援推進加算	b	0	0
第三者評価受審費	c	0	0
実績額【決定額】	A=a+b+c	4,379,760	4,289,760

(表12) 令和2年度分過大交付額の算定(しんまち保育園)

項目	誤金額	正		過大交付額
		実績	金額	
実績額【決定額】	A	4,379,760	4,289,760	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	B	5,077,000		
補助金交付決定額【都補助金所要額】		4,379,000	4,289,000	90,000
【A、Bいずれの低い額】				
実績額【決定額】	A=a+b+c	4,379,760		

(表13) 実績額の正誤表の内訳(わらべうつき台保育園)

項目	実績金額	正	
		実績	金額
特別保育事業等推進加算	a	59人	5,531,040
障がい児保育事業(その他・知的)		18人	2,242,000
育児困難家庭への支援	b	400,000	450,000
保育所地域子育て支援推進加算	c	462,000	400,000
第三者評価受審費			462,000
実績額【決定額】	A=a+b+c	6,393,040	4,631,040

(表14) 令和2年度分過大交付額の算定(わらべうつき台保育園)

項目	誤金額	正		過大交付額
		実績	金額	
実績額【決定額】	A	6,393,040	4,631,040	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	B	5,789,000		
補助金交付決定額【都補助金所要額】		5,789,000	4,631,000	1,158,000
【A、Bいずれの低い額】				

(表15) 実績額の正誤表の内訳(わらべ東久留米保育園)

項目	実績金額	正	
		実績	金額
特別保育事業等推進加算	a	44人	9,961,410
障がい児保育事業(その他・知的)		41人	1,672,000
保育所地域子育て支援推進加算	b	1,100,000	1,588,000
第三者評価受審費	c	0	1,100,000
実績額【決定額】	A=a+b+c	11,051,410	10,937,410

(表16) 令和2年度分過大交付額の算定(わらべ東久留米保育園)

項目	誤金額	正		過大交付額
		実績	金額	
実績額【決定額】	A	11,051,410	10,937,410	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	B	11,092,000		
補助金交付決定額【都補助金所要額】		11,051,000	10,937,000	114,000
【A、Bいずれの低い額】				

(表17) 実績額の正誤表の内訳(わらべ日野市役所東保育園)

項目	実績金額	正	
		実績	金額
特別保育事業等推進加算	a	22人	6,257,400
障がい児保育事業(その他・知的)		22人	912,000
保育所地域子育て支援推進加算	b	0	0
第三者評価受審費	c	0	0
実績額【決定額】	A=a+b+c	6,257,400	6,181,400

(表18) 令和2年度分過大交付額の算定(わらべ日野市役所東保育園)

項目	誤金額	正		過大交付額
		実績	金額	
実績額【決定額】	A	6,257,400	6,181,400	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	B	7,403,000		
補助金交付決定額【都補助金所要額】		6,257,000	6,181,000	76,000
【A、Bいずれの低い額】				

(表19) 実績額の正誤表の内訳 (わらべみどり保育園) (単位: 円)

項目	誤金額		正金額	
	誤金額	実績	実績	金額
特別保育事業等推進加算	16,528,460	0	131人	12,815,400
一時預かり事業・定期利用保育事業(4時間未満)	0	0	191,260	0
一時預かり事業・定期利用保育事業(4時間以上)	2,254,240	546人	1,594,320	0
障害児保育事業(特別対応)	1,080,000	0人	912,000	0
障害児保育事業(その他・知的)	2,014,000	58人	24人	0
障害児保育事業(その他・身体)	372,000	12人	0人	0
分園設置	1,676,920	371人	346人	1,563,920
アレルギ－見対応	2,392,000	136人	125人	2,750,000
外国人児童受入れ	909,000	101人	67人	603,000
年少児始保育	147,000	18人	12人	117,600
保育所地域子育て支援推進加算	2,200,000	0	0	0
小中高生の育児体験受入れ	600,000	12名/月	0名/月	0
保育所体験	600,000	12名/月	0名/月	0
保育拠点活動支援	1,000,000	20名/月	0名/月	0
第三者評価受審費	0	0	0	0
実績額【勘定額】	A=a+b+c	18,728,460	12,815,400	0

(表20) 令和2年度分過大交付額の算定 (わらべみどり保育園) (単位: 円)

項目	誤金額	正金額	過大交付額
実績額【勘定額】	A	18,728,460	12,815,400
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	B	20,103,000	0
補助金交付決定額【都補助金所要額】	A、Bいずれか低い額	18,728,000	5,913,000

(エ) 社会福祉法人妙果会が設置する貴井保育園で、表21のとおり、特別保育事業等推進加算のうち育児困難家庭への支援において、対象外の児童を加算対象としていたことにより、実績額に誤りが認められた。
このため、表22のとおり、令和2年度分で72万円が過大に交付されている。

(表21) 実績額の正誤表の内訳 (貴井保育園) (単位: 円)

項目	誤金額		正金額	
	誤金額	実績	実績	金額
特別保育事業等推進加算	6,252,880	72人	48人	5,532,880
育児困難家庭への支援	2,160,000	2,100,000	1,440,000	0
保育所地域子育て支援推進加算	0	0	2,100,000	0
第三者評価受審費	0	0	0	0
実績額【勘定額】	A=a+b+c	8,352,880	7,632,880	0

(表22) 令和2年度分過大交付額の算定 (貴井保育園) (単位: 円)

項目	誤金額	正金額	過大交付額
実績額【勘定額】	A	8,352,880	7,632,880
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	B	10,653,000	0
補助金交付決定額【都補助金所要額】	A、Bいずれか低い額	8,352,000	720,000

(オ) 社会福祉法人やすらぎが設置する桜台保育園で、表23のとおり、特別保育事業等推進加算のうち零歳児の延長保育事業において、対象者の人数算定を誤ったことにより、実績額に誤りが認められた。
このため、表24のとおり、令和2年度分で53万4,000円が過大に交付されている。

(表23) 実績額の正誤表の内訳 (桜台保育園) (単位: 円)

項目	誤金額		正金額	
	誤金額	実績	実績	金額
特別保育事業等推進加算	3,104,110	45人	14人	2,570,910
延長保育事業(零歳児)	774,000	1,200,000	1,200,000	0
保育所地域子育て支援推進加算	0	0	0	0
第三者評価受審費	0	0	0	0
実績額【勘定額】	A=a+b+c	4,754,110	4,220,910	0

(表24) 令和2年度分過大交付額の算定 (桜台保育園) (単位: 円)

項目	誤金額	正金額	過大交付額
実績額【勘定額】	A	4,754,110	4,220,910
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	B	5,727,000	0
補助金交付決定額【都補助金所要額】	A、Bいずれか低い額	4,754,000	534,000

(カ) 社会福祉法人六磨園が設置する早月保育園で、表25のとおり、特別保育事業等推進加算のうちアレルギ－見対応において、個別の除去対応をしていない児童を加算対象としていたことにより、実績額に誤りが認められた。
このため、表26のとおり、令和2年度分で26万4,000円が過大に交付されている。

(表25) 実績額の正誤表の内訳 (早月保育園) (単位: 円)

項目	誤金額		正金額	
	誤金額	実績	実績	金額
特別保育事業等推進加算	8,358,190	24人	12人	8,094,190
アレルギ－見対応	528,000	2,700,000	2,700,000	0
保育所地域子育て支援推進加算	0	0	0	0
第三者評価受審費	0	0	0	0
実績額【勘定額】	A=a+b+c	11,058,190	10,794,190	0

(表26) 令和2年度分過大交付額の算定（単月保育園）

(単位：円)

項目	課		過大交付額
	A	B	
実績額【確定額】	11,058,190	10,794,190	264,000
補助金交付決定通知額【補助金交付決定額】		12,286,000	
補助金交付決定額【補助金所要額】			
【A、Bいずれか低い額】	11,058,000	10,794,000	

(キ) 社会福祉法人わらしこの会が設置するわらしこ保育園で、表27のとおり、特別保育事業等推進加算のうち常職員の延長保育事業において対象者の人数算定を誤ったことなどにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表28のとおり、令和2年度分で175万5,000円が過大に交付されている。

(表27) 実績額の正誤表の内訳（わらしこ保育園）

(単位：円)

項目	実績	課		正金額
		金額	実績	
特別保育事業等推進加算	a	7,778,160	8人	5,689,540
延長保育事業（常職員）	96人	1,651,200	8人	137,600
一時預かり事業・定期利用保育事業（4時間未満）	0人	0	387人	565,020
一時預かり事業・定期利用保育事業（4時間以上）	387人	1,130,040	0人	0
保育所地域子育て支援推進加算	b	1,800,000		1,800,000
第三者評価受審費	c	0		0
実績額【確定額】	A=a+b+c	9,578,160		7,499,540

(表28) 令和2年度分過大交付額の算定（わらしこ保育園）

(単位：円)

項目	課		過大交付額
	A	B	
実績額【確定額】	9,578,160	7,499,540	2,078,620
補助金交付決定通知額【補助金交付決定額】		9,254,000	
補助金交付決定額【補助金所要額】			
【A、Bいずれか低い額】	9,254,000	7,499,000	1,755,000

(ク) 個人事業者が設置するベロカント保育園で、表29のとおり、保育所地域子育て支援推進加算のうち保育拠点活動支援において実績のない事業を計上したことなどにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表30のとおり、令和2年度分で68万円が過大に交付されている。

(表29) 実績額の正誤表の内訳（ベロカント保育園）

(単位：円)

項目	課		正金額	
	実績	実績		
特別保育事業等推進加算	a	5,338,000	5,148,000	
障害児保育事業（その他・身体）	66人	2,046,000	62人	1,922,000
育児困難家庭	55人	1,650,000	54人	1,620,000
外国人児童受け入れ	158人	1,422,000	154人	1,386,000
保育所地域子育て支援推進加算	b	1,600,000		600,000
保育所体験	65人	300,000	0人	0
出産を迎える親の体験学習	65人	300,000	0人	0
保育拠点活動支援	88人	400,000	0人	0
第三者評価受審費	c	594,000		594,000
実績額【確定額】	A=a+b+c	7,532,000		6,342,000

(表30) 令和2年度分過大交付額の算定（ベロカント保育園）

(単位：円)

項目	課		過大交付額
	A	B	
実績額【確定額】	7,532,000	6,342,000	1,190,000
補助金交付決定通知額【補助金交付決定額】		7,022,000	
補助金交付決定額【補助金所要額】			
【A、Bいずれか低い額】	7,022,000	6,342,000	680,000

3 意見・要望事項

(1) 局
ア 補助金の公正かつ効率的な交付に資する取組について

局は、団体に対して、東京都保育サービス推進事業補助金（以下「本補助金」という。）を交付している。本補助金は、各施設の保育の実績に応じた各種の数値（以下「実績数値」という。）に基づいて補助額が算定されるものであるが、本監査において、各施設から報告された実績数値が実際の事業実績と異なっていたことなどにより、12施設に対し1,292万5千円の補助金過大交付が指摘されたところである。局は、各施設から実績数値を記載した実績報告書を徴しているが、現地指導を行う一部の施設及び一部の加算項目を除いて実績数値の裏付けとなる資料（以下「根拠資料」という。）についての確認が不十分であり、このことにより実績数値の誤りを看過し、多くの過大交付が発生している。

過去の財政援助団体等監査において、本補助金について多数の過大交付事例が見られたことから、対応策の検討を求め意見・要望を複数回に渡って行っている。局はこれを受け、説明会の開催時期の改善、説明資料の改良や各種様式の整備などの対策を重ねてきているところである。しかしながら、依然として多くの過大交付が発生しており、本監査において各施設に原因の聞き取りを行ったところ、「人事異動等で不慣れた職員が実績報告書を作成したため」「加算要件や実績数値の集計方法に誤解があったため」等の回答が得られ、施設職員の補助制度への理解不足もその原因の一つであると考えられる。

また、新規開設施設が大幅に増加している（注）こと、新型コロナウイルス感染症への対応で施設の業務が複雑化していることなどにより、今後も実績報告誤りの発生が懸念される。そのた

め、施設職員の補助金申請事務への理解を促進する説明会等の取組や事務負担を軽減する取組を更に進めることで、誤りを未然に防ぐ必要がある。
局は、根拠資料の確認の取組を拡充するとともに、施設への説明方法の改善を図るなど、より一層、補助金の公正かつ効率的な交付に努めることが望まれる。

(福祉保健局)

(注) 都が平成28年9月から待機児童解消に向けた緊急対策を実施し、保育所の整備が進んだ結果、新たに本補助金の交付対象となった施設は平成28年度から令和2年度の5年間で302施設に上る。

公益財団法人東京都農林水産振興財団

第1 監査の目的

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項に基づき、都が補助金等を交付している団体について、対象事業が補助等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	公益財団法人東京都農林水産振興財団	令和4年9月8日から 同月20日まで	令和2年度及び令和3年度の補助対象事業等
局	産業労働局	令和4年9月7日及び 同月22日	

2 団体の概要

設立の目的	東京都内において、農林水産業の担い手の確保・育成、経営基盤の強化、森林整備、試験研究の推進と成果の還元、農林水産資源の拡大などを通じて、食と緑に関する都民生活の向上に貢献するとともに、環境と調和する農林水産業の振興を図ることを目的として設立
主な沿革	平成3年3月 財団法人東京都農林水産業後継者育成財団と社団法人東京都野菜価格安定資金協会を統合して設立 平成10年4月 財団法人東京都森林整備公社と統合 平成22年4月 公益法人制度に基づく公益財団法人に移行
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業の担い手の確保・育成、経営基盤の強化に向けた支援など農業の振興 ・ 分収林など森林整備、森林循環の促進、林業経営の支援など林業の振興 ・ 緑の募金及び緑化の推進 ・ 環境と調和した農林水産業の振興 ・ 農林水産業についての都民等への情報提供、普及啓発 ・ 農林水産業に関する調査・試験研究及び成果還元、並びに農林水産資源の拡大 ・ 東京都立食品技術センターの管理・運営(令和2年度まで)
所在地	東京都立川市富士見町三丁目8番1号

組織	事務局（6課）及び農林総合研究センター【食品技術センター含む（令和2年度まで）】
人員	役員10名（理事長1名、理事7名、監事2名、うち常勤2名、非常勤8名） 職員224名
出えん	基本財産11億8,748万円のうち、0円
基金への出えん（表1）	49億3,063万5千円（令和2年度末残高） 56億7,421万5千円（令和3年度末残高）
補助金（表2）	9億606万5千円（令和2年度交付額） 9億9,921万5千円（令和3年度交付額）
貸付金（表3）	3億9,308万5千円（令和2年度末残高） 3億5,867万5千円（令和3年度末残高）
事業の委託（表4）	16億3,191万5千円（令和2年度委託料） 15億3,527万5千円（令和3年度委託料）
経常収益に占める都からの収益（表5）	経常収益37億5千円のうち、33億5千円（90.1%）
財産の貸付（表6）（注）	土地（31,299.37㎡）及び建物（24,576.99㎡）を有償貸付（減額）
職員の派遣等（注）	常勤役員1名、常勤職員120名を都から派遣 常勤職員3名が都退職者
東京都政策連携団体等	都は団体を東京都政策連携団体に指定し、財政・事業運営の指導監督を行っている。
経営目標の達成状況に係る評価結果	令和2年度：B 令和3年度：B
公の施設の管理運営（表7）	1億258万5千円（令和2年度指定管理料）
指定管理者運営状況評価値	令和2年度：A

（注）上記数値等は令和4年3月31日現在

（表1）出えん金（取崩し型）残高（単位：百万円）

出えん金名（基金名）	令和元年度末残高	令和2年度		年度末残高	令和3年度		年度末残高
		出えん額	取崩し額等		取崩し額等	取崩し額等	
分収林経営安定基金（第Ⅲ期）		207	45	161	—	31	130
花粉の少ない森づくり基金	1,021	604	580	1,045	578	596	1,026
生産緑地買取・活用支援基金	—	2,000	—	2,000	1,000	0	3,000
農家認証取得支援基金	58	—	4	53	—	53	0
水産認証取得支援基金	31	—	—	31	—	31	0
森林認証取得支援基金	70	—	14	55	—	55	0
にぎわい施設で自立つなぐ多摩産材推進事業基金	761	—	150	611	—	—	611
木の街並み創出事業基金	500	—	28	471	—	65	405
中・大規模建築物の木造木質化設計支援事業基金		500	0	500	—	—	500
合計	2,442	3,335	847	4,930	1,578	834	5,674

（注1）基金運用益等を記載していないため、当年度末残高は、前年度末残高十出えん額一取崩し額等とならない場合がある。

（表2）補助金の交付状況

補助金名	根拠	補助対象（補助率）	交付額		
			令和元年度	令和2年度	令和3年度
公益財団法人東京都農林水産振興財団補助金	公益財団法人東京都農林水産振興財団補助金交付要綱	財団の管理運営に要する経費（補助率：10/10）	238,611	292,049	306,771
東京都農林水産業普及啓発事業補助金	東京都農林水産業普及啓発事業補助金交付要綱	農林水産業の普及啓発事業に要する経費（補助率：10/10）	51,987	56,651	59,257
東京農業情報発信事業補助金	東京農業情報発信事業補助金交付要綱	無料情報誌作成及び農業情報PR等に要する経費（補助率：10/10）	23,892	12,609	4,468
東京都農地保有合理化事業補助金	東京都農地保有合理化事業補助金交付要綱	農地集積をするための農地先買等の支援等に要する経費（補助率：10/10）	3,793	3,753	486

（単位：千円）

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			令和元年度	令和2年度	令和3年度
生産緑地買収・活用支援事業費補助金	生産緑地買収・活用支援事業費補助金交付要綱	生産緑地買収等に関する事務事業に要する経費(補助率:10/10)		2,155	1,960
広域食推進事業費補助金	広域食推進事業費補助金交付要綱	食育推進民間団体が行う取組に要する経費を助成する事業に要する経費(補助率:1/2)			9,940
東京都畜産振興費補助金	東京都畜産振興費補助金交付要綱	①肉用子牛生産者補助金(補助率:1/4) ②肉用子牛生産者補助金(肉用子牛生産者肥育経営・適正な運営を図るための嘱託員の雇用に要する経費(補助率:10/10))	2,898	3,330	3,337
TOKYO X強化補助金	TOKYO X強化補助金交付要綱	生産者指導体制の強化に要する経費(補助率:10/10)	5,087	4,593	5,429
有機堆肥セクター事業費補助金	有機堆肥セクター事業費補助金交付要綱	有機堆肥セクター事業の管理運営に要する経費(補助率:10/10)	36,223	40,475	41,687
有機堆肥セクター事業費補助金	有機堆肥セクター事業費補助金交付要綱	有機堆肥セクター事業の管理運営に要する経費(補助率:10/10)	138,668	179,981	244,881
公益財団法人東京農林大学に於ける施設管理費補助金	公益財団法人東京農林大学に於ける施設管理費補助金交付要綱	公益財団法人東京農林大学に於ける施設管理に要する経費(補助率:10/10)	7,596	6,112	14,385
千葉県農業振興費補助金	千葉県農業振興費補助金交付要綱	千葉県農業振興に要する経費(補助率:10/10)	10,740	35,658	16,750
東京都域特産品供給事業費補助金	東京都域特産品供給事業費補助金交付要綱	①野菜価格下落時の生産者補給資金造成等に要する経費(補助率:1/2) ②地域特産品野菜供給に要する経費(定額)	2,355	1,596	1,609
東京都域特産品供給事業費補助金	東京都域特産品供給事業費補助金交付要綱	①野菜価格下落時の生産者補給資金造成等に要する経費(補助率:1/2) ②地域特産品野菜供給に要する経費(定額)	756	255	467

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			令和元年度	令和2年度	令和3年度
東京都青年農業者確保育成推進事業費補助金	東京都青年農業者確保育成推進事業費補助金交付要綱	東京都青年農業者確保育成に要する経費(補助率:10/10)	3,720	3,109	2,836
東京都女性・青年農業者育成費補助金	東京都女性・青年農業者育成費補助金交付要綱	設置・指導農業者等による研修、学生等への東京農業のPRに要する経費(補助率:10/10)	7,579	7,307	5,845
アグリワン事業費補助金	アグリワン事業費補助金交付要綱	東京農修農修費(補助率:10/10)		76,863	87,498
森林循環促進事業費補助金	森林循環促進事業費補助金交付要綱	森林循環促進事業に要する経費(補助率:10/10)	33,773	32,933	44,303
東京都森林整備補助金(森林施設造林)	東京都森林整備補助金交付要綱	民有林における森林整備に要する経費(補助率:40/100~58/100)	90,856	72,497	74,549
林業労働力総合対策事業費補助金	林業労働力総合対策事業費補助金交付要綱	林業労働力総合対策事業に要する経費(補助率:10/10)	27,657	35,358	57,919
林業事業体のレベルアッププロジェクト事業費補助金	林業事業体のレベルアッププロジェクト事業費補助金交付要綱	林業事業体のレベルアッププロジェクトに要する経費(補助率:10/10)	15,801	20,689	
多摩産材生産拡大支援事業費補助金	多摩産材生産拡大支援事業費補助金交付要綱	多摩産材生産拡大支援事業に要する経費(補助率:10/10)	170	346	
多様な林業経営モデル創出事業費補助金	多様な林業経営モデル創出事業費補助金交付要綱	多様な林業経営モデル創出事業に要する経費(補助率:10/10)	2,881	5,070	
東京の森林を支える未来を支える手育成支援事業費補助金	東京の森林を支える未来を支える手育成支援事業費補助金交付要綱	東京の森林を支える未来を支える手育成支援事業に要する経費(補助率:10/10)	1,121	853	929
木の街並み創出事業費補助金	木の街並み創出事業費補助金交付要綱	木の街並み創出事業に要する経費(補助率:10/10)	302	1,291	3,696
農林水産物認証取得事業費補助金	農林水産物認証取得事業費補助金交付要綱	農林水産物認証取得事業に要する経費(補助率:10/10)	8,138	7,837	6,873
中・大規模建築物の木造木質化設計支援事業費補助金	中・大規模建築物の木造木質化設計支援事業費補助金交付要綱	中・大規模建築物の木造木質化設計支援事業に要する経費(補助率:10/10)		1,707	2,238

補助金名	拠地	補助対象 (補助率)	交付額		
			令和元年度	令和2年度	令和3年度
にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業事務費補助金	にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業事務費補助金交付要綱	にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業の実施に要する経費(補助率:10/10)	1,544	974	1,088
合計			716,148	906,061	999,211

(表3) 貸付金残高

貸付金名	令和元年度末残高	令和2年度		令和3年度	
		借入額	償還額	借入額	償還額
公益財団法人東京都農林水産振興財団に対する貸付金(分収株)	404,986	7,717	46,206	3,357	31,627
就農支援資金東京都貸付金	32,836	—	6,321	—	6,066
林業就業促進資金東京都貸付金	159	—	87	—	72
合計	437,981	7,717	52,614	3,357	37,765

(単位:千円)

(表4) 主な委託事業

事業名	令和元年度	令和2年度		令和3年度	
		借入額	償還額	借入額	償還額
チャレンジ農業支援事業	36,881	51,813	59,324		
東京農業の支え手育成支援事業	10,910	10,210			
東京広域援農ボランティア事業			19,399		
江戸東京野菜生産流通拡大事業(江戸東京野菜の主要品目拡大に関する試験研究業務委託)	7,137	7,142	7,142		
東京農業先進技術活用プロジェクト(試験研究業務委託)	13,189				
東京型スーパー農業プロジェクト		145,593	238,359		
苗木生産供給事業	256,159	179,221	207,844		
東京都農林総合研究センター試験研究及び管理運営等業務	553,575	698,345	543,245		
探種園・探種園の育成管理及び種子採取業務等	3,485	3,010	2,946		
優良入谷材の生産に係る調査、試験及び管理業務	7,719	14,478	22,762		
都庁造林事業	42,292	44,993	30,116		
とうきょう林業サポート隊運営業務	51,586	51,003	52,438		
伐採・搬出技術者育成研修業務			46,897		
多摩産材情報の魅力発信拠点(仮称)整備・運営業務	31,589	36,692	40,630		
国産木材の魅力発信拠点 MOCTION 運営業務		86,738			
都庁保健保安林の利用調整等業務	999	999	445		
東京都GAP(注)推進事業	2,094	1,835	8,678		
木産振興に係る種苗生産事業	193,264	196,884	201,784		
下水汚泥堆積地の肥料効果調査	—	860	—		
合計	1,210,880	1,529,824	1,535,271		

(単位:千円)

(注) GAPとは、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のことである。また、東京都GAPは、農林水産省の「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」に完全準拠したもので、都では、農家の認証取得を推進している。

(表5) 経常収益に占める都からの収益の推移

科目	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
合計	3,250	100	3,842	100	3,746	100
都からの収益	2,909	89.5	3,504	91.2	3,378	90.2
受取補助金	714	22.0	901	23.5	998	26.6
受取補助金等振替額	4	0.2	2	0.1	4	0.1
受取基金振替額	860	26.5	966	25.2	840	22.4
受託収益	1,312	40.4	1,632	42.5	1,535	41.0
他の収益	356	11.0	337	8.8	368	9.8
公益目的事業会計	3,012	92.7	3,554	92.5	3,453	92.2
都からの収益	2,689	82.7	3,248	84.5	3,105	82.9
受取補助金	513	15.8	648	16.9	728	19.4
受取補助金等振替額	2	0.1	0	0.0	1	0.0
受取基金振替額	860	26.5	966	25.2	840	22.4
受託収益	1,312	40.4	1,632	42.5	1,535	41.0
他の収益	323	9.9	306	8.0	347	9.3
収益事業等会計	38	1.2	35	0.9	25	0.7
都からの収益	8	0.3	9	0.2	10	0.3
受取補助金	6	0.2	6	0.2	7	0.2
受取補助金等振替額	2	0.1	2	0.1	3	0.1
他の収益	29	0.9	26	0.7	15	0.4
法人会計	199	6.1	251	6.5	267	7.1
都からの収益	195	6.0	246	6.4	262	7.0
受取補助金	195	6.0	246	6.4	262	7.0
他の収益	4	0.1	4	0.1	5	0.1

(単位:百万円、%)

(注) 団体の会計は、公益事業に係る収支を公益目的事業会計、生産安定対策事業に係る収支を収益事業等会計、管理部門に係る収支を法人会計に区分している。

(表6) 公有財産の貸付状況

分類	施設名	目的	種類			使用料 (年額)
			土地	建物	工作物	
行政財産	青梅貯木場	貯木場整備用地として使用するため	13,540.33	-	-	13,762
	東京都青梅合同庁舎	団体(花粉対策室等)の事務室	-	166.87	-	1,460
	青梅畜産センター	青梅畜産センター事業及び有機農業推進センター事業に供するため	2,135.88	13,307.95	-	3,882
	有機農業推進センター	青梅畜産センター事業に供するため	-	2,318.00	-	1,953
	青梅庁舎	青梅畜産センター事業に供するため	-	7,898.50	-	8,549
	東京都農林総合研究センター立川庁舎本館	団体(本部)の事務室	-	505.34	-	4,090
	八王子研修農場	八王子研修農場事業に供するため	15,623.16	-	-	2,688
	八王子研修農場研修棟		-	187.61	-	2,170
	八王子研修農場作業棟		-	192.72	-	1,918
	八王子研修農場ハイブハウス		-	-	2棟	1,337
八王子研修農場燃料庫	-	-	-	1棟	39	

(注) 東京都行政財産使用料条例(昭和39年東京都条例第26号)第5条第2項に基づき減免(土地は30%、建物は50%それぞれ減額)している。

(表7) 公の施設の管理運営状況

施設名 (所在地)	指定管理期間	指定管理料		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度
東京都立食品技術センター (東京都千代田区神田佐久間町一丁目9番地、東京都産業労働局秋葉原庁舎内)	平成28.4.1 ～令和3.3.31	102,089	102,581	

(単位：千円)

第3 監査の結果

1 運営に関する事項

本監査では、公益財団法人東京都農林水産振興財団(以下「財団」という。)の補助対象事業について、主に、補助等の目的に沿って適正かつ効果的に事業が行われているか、補助金等に係る会計経理等は、適正に行われているかなどに着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

(1) 事業実績

財団の設立目的は、東京都内の農林水産業の担い手の確保・育成、経営基盤の強化、森林整備、試験研究の推進と成果の還元、農林水産資源の拡大などを通じて、食と緑に関する都民生活の向上に貢献するとともに、環境と調和する農林水産業の振興を図ることとされている。

東京の農林水産業が抱える問題には、高齢化や後継者不足、農地の減少、木材価格の低迷等による林業の衰退や健全な森林循環の停滞等、多様である。財団は、こうした厳しい状況に直面する都内の農林漁業者等に対して、様々な事業を通じて農林水産業の振興に向けた支援を実施している。

これに対し、都は、東京都政策連携団体である財団に対して補助金の交付、資金の貸付け、出せんによる資金の支援を行っている。

こうした資金支援により行われた主な事業内容は以下のとおりである。

農業分野としては、担い手の確保育成と経営基盤の強化を中心とした支援策が行われており、令和2年度に開設した「東京農業アカデミー八王子研修農場」からは、一期生として4人が卒業し都内で独立就農している。

林業分野としては、林業労働力確保や森林保全・整備及び森林循環の促進のための支援策が行われており、令和2年度からは、中・大規模木造木質化設計支援事業が始まり、オフイスビルや商業施設等において、多摩産材及び国産木材を一定以上使用する場合、木造木質化を実現するための設計・施工に係る経費の助成が行われている。

畜産分野としては、「トクキョウX」、「東京しゃも」、「東京うこっけい」等の生産・配付及び飼育・安全衛生管理対策等の技術指導等や肉用子牛価格等の安定化対策が行われている。

また、東京の農林水産総合webサイト「とうきょうの恵み TOKYO GROWN」や無料情報誌「東京の農林水産」による都民等への情報発信、普及啓発が行われている。

この他、東京都食品技術センターについては、地方独立行政法人東京都産業技術研究センターに統合される前の令和2年度まで、財団は指定管理者として運営を行っていた。

今後とも、局及び財団は、都内農林水産業の担い手となる後継者の確保育成や振興発展のため、効果的な補助対象事業等の取組を推進していくことが望まれる。

2 指導事項

(1) 団体

ア 生産品の売上現金の管理を適正に行うべきもの

財団は、有機農業堆肥センターにおいて、家畜ふん及び剪定枝チップを原料として堆肥を生産し、表8のとおり、優良堆肥として1トン当たり8,000円で配付しており、有機農業堆肥センターの窓口において代金を現金で収受している。

この事業については、事業費補助により収支差額の10割を都から交付されている。

ところで、有機農業堆肥センターでは、堆肥の生産量、販売量、販売金額を帳簿に記載して管理しているものの堆肥は袋詰めされずに山積で保管されているほか、水分の蒸発等によっても在庫の重量が変動することから、棚卸により在庫の重量を厳密に把握することは実務上、不可能であり、在庫の減少と現金の増加を紐つけて売上現金の管理をすることができないとしている。本来は、棚卸により在庫の管理をすべきであるが、有機農業堆肥センターは、堆肥の配付に当たり農家等から徴する堆肥購入承諾書及び申込書、領収書控え、売上現金により売上を認識し、これらの管理を同一部署に行っている。

この場合、少なくともあらかじめ領収書に連番を付し、その番号を管理することにより、売上があったことを漏れなく認識できる仕組みとすべきところである。

しかしながら、有機農業堆肥センターは領収書の連番管理を行っておらず、適正でない。

財団は、領収書の連番管理を行うなどして、生産品の売上現金の管理を適正に行われない。

(公益財団法人東京都農林水産振興財団)

(表8) 現金による堆肥の配付に係る売上現金

	令和2年度		令和3年度	
	件数	金額	件数	金額
4月	0	0	78	36.7
5月	0	0	101	293,600
6月	106	446,400	76	252,800
7月	52	300,000	69	284,000
8月	56	319,200	0	0
9月	72	307,200	102	246,400
10月	72	276,800	80	236,800
11月	43	200,800	13	50,400
12月	62	203,200	0	0
1月	82	277,600	92	285,600
2月	71	289,600	71	297,600
3月	95	293,600	104	311,200
合計	711	2,914,400	786	2,522,400
1件当たり平均		4,099		3,209

(単位：件、トン、円)

イ 支援内容を明確に区分できる資料に基づき交付決定を行うべきもの

財団では、チャレンジ農業支援センター（以下「センター」という。）を設置し、チャレンジ農業支援事業（以下「事業」という。）を実施している。その支援内容には専門家派遣、助成等がある。この事業は、農業経営において農業者の稼働力を高めるための新たな取組の前半をセンターによる専門家派遣によって、後半を助成によってそれぞれ支援する形で行われている。

専門家派遣では、センターのスタッフが農業者等からの相談を受け、問題解決のためのサポートを行い、相談内容に応じた専門家の派遣をしている。一方、助成の内容は表9のとおりとなっている。

この事業に対する農業者等からのニーズは、WEBサイトの作成による販売促進が中心となっている。WEBサイトの作成に当たっては、センターより派遣された専門家からWEBサイトのデザインや構成等、留意すべき点の提案を受けた後、助成を活用してWEBサイト作成のための委託契約を結んでいる場合が多い。

この事業に当たっては、専門家による支援の成果とこれを元に行われる委託の成果の一部が重複する可能性があり、その場合、専門家に対する報償費と委託に対する助成金が支出されることで、同一の成果に対して二重に金銭的支援が行われることを防止するため、それぞれの成果を明確に区分して把握する必要がある。このため、それぞれの成果を明確に示した資料を備えることが成果の重複状況を比較検証するに当たって必要になる。

そこで、専門家派遣を利用した助成金申請者の交付決定に関する資料を確認したところ専門家から提出された支援内容が記載されたレポートが添付されていないケースやレポート等の記載内容が助成を受けるに当たっては不十分なケースがあるため、専門家による支援の成果と委託の成果の区分が明確でない例が多数認められた。このため、WEBサイトの作成については、助成金の交付決定に係る審査担当者がその可否を添付資料によって判断することができない状況となっている。

財団は、専門家派遣と助成対象業務に対する支援内容を明確に区分できる資料に基づき交付決定を行われない。

(公益財団法人東京都農林水産振興財団)

（表9）チャレンジ農業支援事業費助成金の概要

実施年度	助成目的	助成対象者	助成対象経費	助成率等
令和2年度 令和3年度	都内で農業を営む農業者等が行う都内産農産物の新たな取組への支援	●センターによる専門家派遣を受けた都内で農業を営む以下の者 ・農業者（就農が確定した新規就農者を含む） ・農業者が構成するグループや団体 ●その他知事が認めた者	●都内産農産物の販売促進 ・イベント開催、出展 ・広告、PR、チラシ印刷 ・ホームページ等開設 ・調査 ●都内産農産物の商品開発 ・商品開発、製造 ●その他知事が認めたもの	●助成率 2分の1以内 ●助成額の範囲 150千円以上 2,500千円以下
令和2年度 【緊急対策】	新型コロナウイルスによる社会情勢の変化に対して都内農業者等が行う新たな取組のためのEコマース等への出店への支援	●都内で農業を営む以下の者 ・農業者 ・農業者を営むグループや団体 ●その他知事が認めた者	●Eコマース等への出店経費 ・契約に伴う手数料等 ・WEBサイト作成、改修 ・レンタル開設費用等	●助成率 5分の4以内 ●助成額の上限 都内で農業を営む農業者 1,000千円 農業者が構成するグループや団体 2,000千円

(2) 局
ア 分収林契約に係る解約契約を適切に見直し主伐事業へ移行するよう指導すべきもの

分収林制度は、分収造林特別措置法（昭和33年法律第57号）に基づく森林保全のための制度であり、森林所有者が造林者と契約し、造林者が森林の手入れを行っている。伐採に適した樹齢となった立木を伐採し（以下「主伐」という）、その収益を両者で分配することになる。都においては、平成元年度から導入され、平成12年度から現状の森林所有者と造林者となる財団による二者分収育林契約となり、都等からの借入金により契約対象林の育成管理を行った。しかしながら、木材価格の低迷と人件費の高騰により主伐・搬出の費用が木材の売却予定価格を上回るため、事業の収支予測が悪化し、新規契約は平成18年度に終了している。また、都等からの借入金等を返済し育成管理費用を賄うため、財団は、平成23年度から、5年ごとに都の出えんを受けて分収林経営安定基金を造成し、毎年度取り崩して対応している。

なお、契約満了時に不採算となることが懸念されたことから、局は、最初の契約が満了となる平成22年度に、東京都分収林事業対策検討委員会において、収支が不採算であると算定された場合は、契約当事者の合意の上で立木のまま森林所有者へ無償譲渡する方針を定め、財団に対し、この方針に従って契約満了時の収支を算定し、処理を進めるよう指導している。

- ①各森林所有者の規模は面積5ha以下と小さく、急傾斜地に存在している。
- ②戦後に造林された森林の利用が進まないため、7割が伐採に適した林齢に属している(注1)。
- ③花粉飛散量が多いスギ・ヒノキである。

という特徴がある。そこで、都は、総合的花粉対策として平成18年度から森林循環促進事業（主伐等）（以下「主伐事業」という。）により花粉削減と合わせて林業の再生を図ることとした。(注2)。この事業は、伐採に適した森林の主伐を実施し、市場へ出荷すること、また、伐採後に

花粉飛散量が少ない樹種の造林を行っていくことで、森林循環（注3）を促すものである。その際、主伐・搬出の費用を5分の1とみなして立木利益を算定し森林所有者から買い取るため森林所有者にとってメリットがあり、主伐を促進する仕組みとなっている。財団は、都の森林循環促進事業補助及び出えんを受けて造成した花粉の少ない森づくり基金をもとに、この事業を実施しており、収支差額についても都の出えんにより補てんされる。

ところで、令和3年度に期間が満了した分収林契約4か所について見たところ、令和2年度の調査によりいずれも不採算であったため、立木のまま所有者へ無償譲渡していた。その際、解約契約書第4条第2項に、返還後5年間は前出の主伐事業の適用を申請することができないと定めていることが認められた。

その結果、一方で花柳花粉対策としての主伐事業による森林循環を推進しながら、他方では、分収林契約の解約により、主伐による森林循環の仕組みから除かれるという矛盾が生じている。

令和4年度以降に契約満了となる54か所（表10）は、これまで処理した林よりも採算面の条件が悪く、局は、人件費を考慮しなくとも、木材単価が3倍程度まで高騰しなければ採算が見込めないとしている（注4）。また、表11のとおり、局は令和2年度から6年度までの契約満了の対象林についてすべて不採算と見込んでおり、さらに、その他の対象林についても採算面の条件が悪いこと、過去に分収を行った事例が皆無であることを考えあわせれば、現行の方針に基づき、54か所の合計197.92haについて立木を無償譲渡する判断を契約満了時まで先送りする特段の理由は見当たらない。

分収林契約については、現実には、両者合意により分収せずに契約満了としており、主伐事業へ移行した方が、総合的花粉対策及び林業の再生という行政目的にかなう。

局は、分収林事業について方針を見直しの上で、財団に対し、分収林契約に係る解約契約を適切に見直し、主伐事業へ移行するよう指導された。

（産業労働局）

（注1）平成31年時点の多摩地域における民有林の樹齢構成は、51年生以上である11齢級の木が7割を占めている。（産業労働局HP）

（注2）長期に渡る木材価格の低迷により、林業及び林産物の採算性が著しく低下した結果、伐採及び造林が停滞し、若い森林が極端に少なくなり、高齢林分の増加により、スギ花粉飛散量の増大や二酸化炭素吸収能力の低下が問題となった。そのため、スギ花粉症対策主伐事業を実施した結果、平成18年から26年度末までに249haの造林が実施された。（産業労働局HP）

（注3）森林の伐採、利用、植栽、保育を適切に繰り返す循環

（注4）日本不動産研究所の調査によると、山元立木価格（1㎡当たり）は、平成3年のスギ1万1,246円、ヒノキ2万7,900円であった。その後、緩やかな下り幅で

推移したものの、平成10、11年には大きく下落し、平成15年では、それぞれ2,000円と1万3,000円となり、平成3年と比較してみるとスギは8割、ヒノキは5割以上も下落していた(平成16年次以降の都の山元立木価格が公表されていない。)(産業労働局HP)

(表10) 契約満了年度別契約状況(令和4年度以降) (単位: 件、ha)

項目	年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
		面積	4	8	5	6	10	5	5
二者育林	面積	9.43	27.50	10.48	29.82	28.94	15.90	0.97	16.91
	箇所数	0	0	0	0	0	0	0	0
二者造林	面積	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	箇所数	0	0	0	0	0	0	0	0
三者育林	面積	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	箇所数	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	面積	9.43	27.50	10.48	29.82	28.94	15.90	0.97	16.91
	箇所数	4	8	5	6	10	5	1	2
項目	年度	R12	R13	R14	R18	R26	R28	R29	合計
二者育林	面積	2	1	1	2	1	0	0	48
	箇所数	10.98	8.78	8.43	10.86	5.54	0.00	0.00	184.54
二者造林	面積	0	0	0	0	0	2	4	6
	箇所数	0.00	0.00	0.00	0.00	6.77	6.61	13.88	0
三者育林	面積	0	0	0	0	0	0	0	0
	箇所数	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	面積	2	1	1	2	1	2	4	54
	箇所数	10.98	8.78	8.43	10.86	5.54	6.77	6.61	197.92

※ 二者とは所有者及び財団、三者とは所有者、造林者、費用負担者

(表11) 契約満了対象林(令和2年度から令和6年度)の売却予定損益(※)(単位: 千円)

対象契約 満了年度	項 番	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	三者分取林	総合計
		1	△ 1,042	△ 4,764	△ 9,106	△ 9,846		
	2	△ 1,459	△ 14,567	△ 1,699	△ 28,894	△ 6,058	△ 110,169	
	3	△ 10,123	△ 2,156	△ 2,462	△ 2,114	△ 2,271		
売却予定 損益	4	△ 6,894	△ 3,703	△ 10,623	△ 2,928	△ 1,244		△ 319,466
	5	△ 1,299			△ 3,535	△ 997		
	6				△ 1,388			
	7				△ 4,729			
	8				△ 1,578			
各年度合計		△20,819	△25,191	△23,892	△55,026	△21,726	△172,799	

※ 局は5年ごとに不足見込額を出捐しており、その際に5年間の契約満了対象林について再評価している。

第4 運営状況の概要

1 運営状況

(1) 事業実績

ア 補助対象事業(詳細は「参考資料」のとおり)

(単位: 千円)

事業名	実績		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1 財団の運営	238,611	292,049	306,771
2 農林水産業普及啓蒙事業	51,987	56,251	59,257
3 東京農業情報発信事業	23,882	12,609	4,468
4 農地保有合理化事業	3,793	3,753	4,486
5 生産緑地買収・活用支援事業	—	2,155	1,960
6 広域食糧推進民間活動支援	—	—	9,940
7 肉用子牛価格安定対策事業	2,898	3,330	3,337
8 TOKYOブランド強化支援	5,087	4,593	5,429
9 青梅畜産センタ―事業	138,668	179,981	244,881
10 有機農業堆肥センタ―事業	36,223	40,475	41,687
11 青梅畜産センタ―等施設管理	7,596	6,112	14,385
12 チャレンジ農業支援事業	10,740	35,658	16,750
13 野菜価格安定対策事業	3,111	1,851	2,076
14 青年農業者就職支援事業	3,720	3,109	2,836
15 女性・青年農業者育成対策	7,579	7,307	5,845
16 東京農業アカデミー事業	—	76,863	87,498
17 森林循環促進事業(主伐等)	124,629	105,430	118,852
18 林業労働力総合対策事業	27,657	35,358	57,919
19 林業事業者のレベルアッププロジェクト事業	15,801	20,689	—
20 多摩産材生産拡大支援事業	170	346	—
21 多様な林業経営モデル創出事業	2,881	5,070	—
22 緑の少年団活動支援事業	1,121	853	929
23 木の街並み創出事業	302	1,291	3,696
24 農林水産物認証取得支援事業(事務費)	8,138	7,837	6,873
25 中・大規模木造建築物の木造不燃化設計支援事業	—	1,707	2,238
26 にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業	1,544	974	1,088

イ 都の貸付金による事業

(単位: 千円)

事業名	実績		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1 分収林事業	130,699	46,206	31,627
2 就農支援資金貸付事業	7,207	6,321	6,066
3 林業就業促進資金貸付事業	274	87	72

ウ 部の出えん金による事業

（単位：千円）

事業名	実績		
	令和元年	令和2年	令和3年
1 分収林事業第Ⅲ期	—	45,291	31,379
2 森林循環促進事業（主伐等）	442,648	580,801	596,703
3 生産緑地買取・活用支援基金	—	—	—
4 農林水産物認証取得支援事業（農家認証） （注）	16,300	4,290	5,327
5 農林水産物認証取得支援事業（水産認証） （注）	4,807	—	—
6 農林水産物認証取得支援事業（森林認証） （注）	14,471	14,965	13,742
7 にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業	101,245	150,000	—
8 木の街並み創出事業	—	28,341	65,778
9 中・大規模木造建築物の木造木質化設計支援事業	—	—	—

（注）農林水産物認証取得支援事業については、令和3年度に終了したことから令和3年度末の基金残高を全額、都に返還しており、基金の残額は0円となっている。

2 参考資料

（1）主な補助対象事業の実績

事業名	令和2年度	令和3年度
	農林水産業普及啓発事業	ウェブサイトを「TOKYO GROWN」の管理運営などホームページ数：309 万件 無料情報誌の作成・配布 15万部作成、2万部配布 年度末保有農用地等：1件
東京農業情報発信事業	買取支援：0件	買取支援：0件
農地保有合理化事業	—	—
生産緑地買取・活用支援事業	—	—
広域食育推進民間活動支援	生産者積立金対象頭数 黒毛和種：53頭 交雑種：3頭	補助金交付：15件 生産者積立金対象頭数 黒毛和種：65頭
肉用子牛価格安定対策事業	生産者への技術指導：28件 新規生産者確保対策：4件 家畜・家きんの配布 トウキョウX：122頭	生産者への技術指導：24件 新規生産者確保対策：9件 家畜・家きんの配布 トウキョウX：70頭
TOKYOブランド強化支援	家畜・家きんの配布 東京しやもも：14,083羽 東京しやももつけい：15,518羽	家畜・家きんの配布 東京しやもも：10,252羽 東京しやももつけい：13,703羽
青梅畜産センター事業	堆肥供給量：364.3トン 視察・研修等受入れ：38人	堆肥供給量：319.0トン 視察・研修等受入れ：95人
有機農業推進センター事業 （助成事業）	助成実績：57件	助成実績：47件

事業名	令和2年度	令和3年度
	野菜供給確保対策事業	出荷実績 キャベツ：1047.3トン にんじん：126.5トン
地域特産野菜供給確保対策事業	出荷実績 アスパラ：1.8トン	出荷実績 アスパラ：1.0トン
青年農業者就農支援事業	就農相談活動：327件 意向調査：28名	就農相談活動：398件 意向調査：46名
女性・青年農業者育成対策	農業体験研修：27件 農業技術研修：18件 就農コンシェルジュ相談人数：33人	農業体験研修：23件 農業技術研修：12件 就農コンシェルジュ相談人数：52人
東京農業アカデミー事業	研修生：5名 主伐契約（注）：20.8ha 木材の販売：20,893 m ³ 補植：61.83ha 下刈り：175.78ha 除伐：4.96ha	研修生：10名（R3.9～9名） 主伐契約（注）：25.0ha 木材の販売：21,826 m ³ 補植：69.50ha 下刈り：174.94ha 除伐：11.34ha
森林循環促進事業（主伐等）	除伐：4.96ha	除伐：11.34ha
林業労働力総合対策事業	助成実績 林業機械レンタル料：10事業体 宿舍借上げ 新規就業者：8事業体 他県労働力：1事業体	助成実績：67 経営体
林業事業体のレベルアッププロジェクト事業	助成金事業体数：49 事業体	—
多摩産材生産拡大支援事業	助成実績：1 事業体	—
多様な林業経営モデル創出事業	助成実績：3 事業体	—
東京の森林を支える未来の担い手育成支援事業	緑の少年団経費助成：8 団	緑の少年団経費助成：5 団
木の街並み創出事業	交付決定件数：6件 新規補助：2件 維持更新補助：52件	交付決定件数：11件 新規補助：2件 維持更新補助：56件
農林水産物認証取得支援事業	交付決定件数：0件	交付決定件数：2件
中・大規模木造木質化設計支援事業	交付決定件数：1件	交付決定件数：1件
にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業	交付決定件数：1件	交付決定件数：1件

（注）主伐契約とは、財団がスギ等を伐採して、跡地に花物の少ないスギ等を植林するため、森林所有者と締結する契約を指す。